

物価高騰に伴う支援策

町は物価高騰による町民生活などへの影響を軽減することを目的に、国の「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金」等を活用した支援事業について、お知らせします。

 **1人に1冊 5000円分のハッピーチケットを配布します**

食料品などの物価高騰の影響を受けている町民の皆さんに必要な支援を行います。

物価高騰による町民生活の負担軽減に重点を置くとともに、町内における消費を喚起することで事業者を支援するため、利用券（ハッピーチケット）を発行し配付します。

なお、今回は、国が食料品支援のために交付金を増額していることから、食料品支援特別加算として1人当たり2000円分の利用券を上乗せして配付します。

【ハッピーチケットの配付枚数と対象要件】

(1)生活応援ハッピーチケット

①通常分

配布枚数	1人あたり 3000円分（500円券×6枚）
対象要件	令和8年4月1日現在、聖籠町に住民登録のある方

①と②で
5000円分
をまとめて
配布します



②食料品支援特別加算分

配布枚数	1人あたり 2000円分（500円券×4枚）
対象要件	令和8年4月1日現在、聖籠町に住民登録のある方

(2)子育て応援ハッピーチケット（子育て加算）

配布枚数	1人あたり 5000円分（500円券×10枚）
対象要件	0歳～18歳以下の子ども (平成20年4月2日（水）から令和8年4月1日（水）までに生まれた子、かつ、 令和8年4月1日時点で聖籠町に住民登録のある子)

※ただし、上記の利用券は、令和8年4月2日以降 令和8年7月31日までに住民登録を行い、
その際に申請手続きをされた方にもお渡しします。

【ハッピーチケットの配付時期】

令和8年4月にお届けします。

利用期間や登録加盟店など、詳しくは広報せいろうや町ホームページなどでお知らせします。

お問い合わせ 役場産業観光課 地域振興係（内線121）

物価高騰対策小規模事業者等支援事業補助金

物価高騰の影響を受けた事業者に対し、事業の継続に向けた支援を行います。

【対象事業者】

- ・小規模事業者等（町内に本社または本店がある法人及び個人事業主）
常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は、5人）以下の事業者
- ・農業者（販売の実績があること）

【支給要件】

下記の1または2のいずれかを満たす事業者

- 1 令和7年1月から12月までの売上高が前年同期間と比較して減少していること
- 2 令和7年1月から12月までの燃料費、原材料費、光熱水費の経費の合計が、前年同期間と比較して増加していること

【補助金額】

- ・小規模事業者等
1事業者あたり
法人の場合：20万円 個人の場合：10万円

- ・農業者
耕作面積（水田、畑、果樹の合計）10a当たり1万円
農業法人等の場合：20万円を限度 個人の場合：10万円を限度

【申請期間】

申請の受付は、令和8年4月以降となります。

申請方法など詳しくは広報せいろうや町ホームページなどでお知らせします。



お問い合わせ 役場産業観光課 地域振興係（内線121）

介護事業所物価高騰対策支援金

物価高騰の影響により光熱水費、食材料費などの負担が増加していることから、介護事業所に対して、業務継続と介護サービスの質の確保を図るため、支援金を交付します。

【対象者】

令和7年12月1日（月）現在で聖籠町に住所を有し、介護サービスを提供している事業所（以降「介護事業所」という。）を運営している法人

ただし、以下の介護事業所は、支援金の対象から除外する。

- ・令和7年12月1日（月）以降に事業を開始する介護事業所
- ・申請時点で休止又は廃止している介護事業所
- ・事業を継続する意思がなく、休止又は廃止を予定している介護事業所
- ・国、独立行政法人、県、市区町村が運営する介護事業所

【支援金額】

①基本額

- ・1事業ごとに・・・・・・20万円

②加算額

- ・在宅サービス事業ごとに・・・60万円
- ・その他の事業ごとに・・・40万円（居宅介護支援・介護付き有料老人ホームを含む）

※ 加算額は、介護サービス事業を主たる業務に位置づけ、今後も新たな利用者を幅広く受け入れる事業所に交付する。

【申請方法】

対象となる法人に案内文書を送付しますので、申請書に必要事項を記入の上、令和8年2月27日（金）までに町民課へ提出してください。



お問い合わせ 役場町民課 保険係（内線116）

物価高対応子育て応援手当

物価高騰の影響が続く中、子育て世帯の負担軽減を図るため、0歳から高校3年生までの児童に一人当たり2万円を「物価高対応子育て応援手当」として支給します。

【対象児童】

- (1) 令和7年9月分（9月に出生した児童は10月分）の児童手当の支給対象児童
- (2) 令和7年10月1日（水）から令和8年3月31日（火）までに出生した児童

【支給対象者】

- ・上記（1）の児童手当受給者、または
上記（2）の保護者のうち生計維持する程度の高い者
- ・聖籠町在住の公務員

【支給額】 児童1人につき2万円

【振込先】 児童手当支給口座

【申請・届出方法】

原則、申請不要です。ただし、以下の場合は町へ申請・届出が必要となります。

- (ア) 受給を辞退される方
- (イ) 振込先の変更を希望される方
- (ウ) 公務員の方

【スケジュール】

令和8年1月下旬 個別通知発送
令和8年2月上旬 受給拒否・振込先変更受付
令和8年2月中旬 本手当支給
※現時点での予定のため変更となる場合があります。

【留意事項】

- ・上記（ア）、（イ）の届出期限・手当の振込日等については、令和8年1月下旬ころ支給対象者へ個別に送付するご案内をご確認ください。
- ・10月以降に聖籠町に転入された方は、転入前の市町村からの支給となります。
- ・公務員の方は、町から個別にご案内はしませんので、勤務先の所属長に必要手続きについてご確認ください。

お問い合わせ 子ども教育課 子ども・子育て支援係（内線312）

非課税世帯等灯油購入費助成金

物価高騰による影響が続く中、特に負担感が大きい住民税非課税世帯に対して、冬季の暖房に係る灯油購入費相当額の一部を助成します。対象となると思われる世帯に対しては、1月下旬に町から確認書をお送りします。

【支給金額】 1世帯あたり 5000円

【対象世帯】 次の①および②を満たす世帯

- ①基準日（令和7年12月1日（月））において聖籠町に住民登録がある世帯
- ②世帯全員の令和7年度住民税が非課税である世帯

ただし、次のいずれかに該当する場合は、支給の対象となりません。

- ・世帯全員が住民税均等割を課税されている方の扶養となっている場合
例）親元を離れて暮らしている学生の単身世帯、別居の子に扶養されている親世帯
- ・世帯全員が特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している場合

※税の修正申告や住所の異動などがあった場合、町から確認書を送付できない場合があります。

対象であるものの確認書が届かない場合は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 保健福祉課（町保健福祉センター内） 福祉係 ☎27-6511

■発行：聖籠町役場 ☎27-2111